≪預金共通規定≫

1.（預金契約の成立）

当金庫は、お客さまから当金庫所定のこれらの預金の申込書の提出を受け、当金庫が通帳を交付する等してこれを承諾したときに、これらの預金に係る契約が成立するものとします。

2.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

(1)この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、在留期限その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当庫所定の方法により当店に届出てください。

(2)前記(1)の届出前に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(3)この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、元利金の支払い、解約または通帳の再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき。また、保証人を求めることがあります。

(4)この通帳を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

(5)預金口座の開設等の際には、当金庫は法令等で定める本人確認等の確認を行います。この際に行なう確認事項に変更があった時は、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出してください。

3.（預金払戻し受付時における本人確認の取扱い）

預金払戻し受付時において、来店者が当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認資料等の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。

4.（成年後見人等の届出）

(1)家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を当店に届出てください。また、これらの成年後見人等の地位や権限、行為能力に影響を及ぼす事由(補助・保佐・後見の開始等)が生じたときも、同様に当店に届け出てください。

(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を当店に届出てください。

(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。

(4)前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5)前 4 項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻し等については、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は、取消しを主張できないものとします。

5.（印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたうえ、払戻請求者等が預金払戻し等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。

6. （譲渡、質入れ等の禁止）

(1)この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2)当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

7. （反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第 10 条第 3 項第 1 号、第 2 号AからEおよび第 3 号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 10 条第 3 項第 1 号、第 2 号AからEまたは第 3 号AからEの一つでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

8. （取引の制限等）

(1)当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者から当該依頼に対し正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入出金等を本規定に基づき取引の一部を制限することがあります。

(2)前項の各種確認や資料の提出等の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、本人による説明内容およびその他の事情に照らして、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等に抵触するおそれがあると判断した場合には、入出金等を本規定に基づき取引の一部を制限することがあります。

(3)日本国籍を保有せずに本邦に居住している場合には、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。

(4)前 3 項に定めるいずれの取引が制限された場合についても、預金者からの合理的な説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当庫が認める場合、当該取引の制限を解除します。

9. （未利用および未利用口座管理手数料）

(1)最終異動日（当該預金利息の元本への組入れ、未利用口座管理手数料〈以下、管理手数料と言う〉の引落しを除く）から 2 年以上、一度も預け入れ（当該預金利息を除く）又は払出し（管理手数料の引落しを除く）がない口座を未利用口座として取扱います。

(2)未利用口座管理手数料

①本手数料は、前項(1)の未利用口座が対象となります。

②未利用口座となった場合、お届けのご住所に未利用口座に関するご案内の書面を郵送します。発送後 3 カ月間ご利用（お預け入れ、払戻し）がなく、かつ、預金残高が 10,000 円に満たないときは、この預金口座から払戻請求書等によることなく、管理手数料の引落しが出

来るものとします。またお支払いいただいた管理手数料は、ご返却いたしません。

③預金残高が管理手数料の額に満たないときは、元金全額を管理手数料に充当いたします。なお、この際この預金口座は通知文を郵送後、解約出来るものとします。

④管理手数料は別途定めます。

(3)その他手数料

①この預金口座取引に関する手数料が改定もしくは新設された場合においても、預金者は改定もしくは新設された手数料を負担し、手数料は前項②の方法により引落しいたします。

②前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかった場合、預金者に通知することにより口座を解約することができるものとします。

10. (解約等)

(1)この預金口座を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書の届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

(2)次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が第 6 条第 1 項に違反した場合

③ この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。

④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑤ 日本国籍をお持ちでない在留期限がある預金者が、当金庫に届出している在留期限を経過した場合

⑥ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項に関し、虚偽が明らかになったとき

(3)前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他AからDに準ずる行為

(4)この預金が、当金庫が定める一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(5)前 3 項により、この預金口座を解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ。当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

11. （通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、発信時に効力が生じる旨の定めがあるものを含め、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12. （保険事故発生時における預金者からの相殺）

(1)この預金は、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳と届出印を持参して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第 1 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします

(3)相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについて

は当金庫の定めによるものとします。

(4)相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (規定の変更等)

(1)この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当金庫が認める場合には、定型約款の変更に関する規定(民法 548 条の4)に基づき(付随的な事柄や手続に係る事項等は除きます。)変更できるものとします。

(2)前項の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。

14. (準拠法令、合意管轄)

(1)本規定の準拠法は、日本法とします。

(2)本規定に関して訴訟の必要が生じた場合には、鹿児島地方裁判所名瀬支部もしくは名瀬簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以　上